子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

H29.2

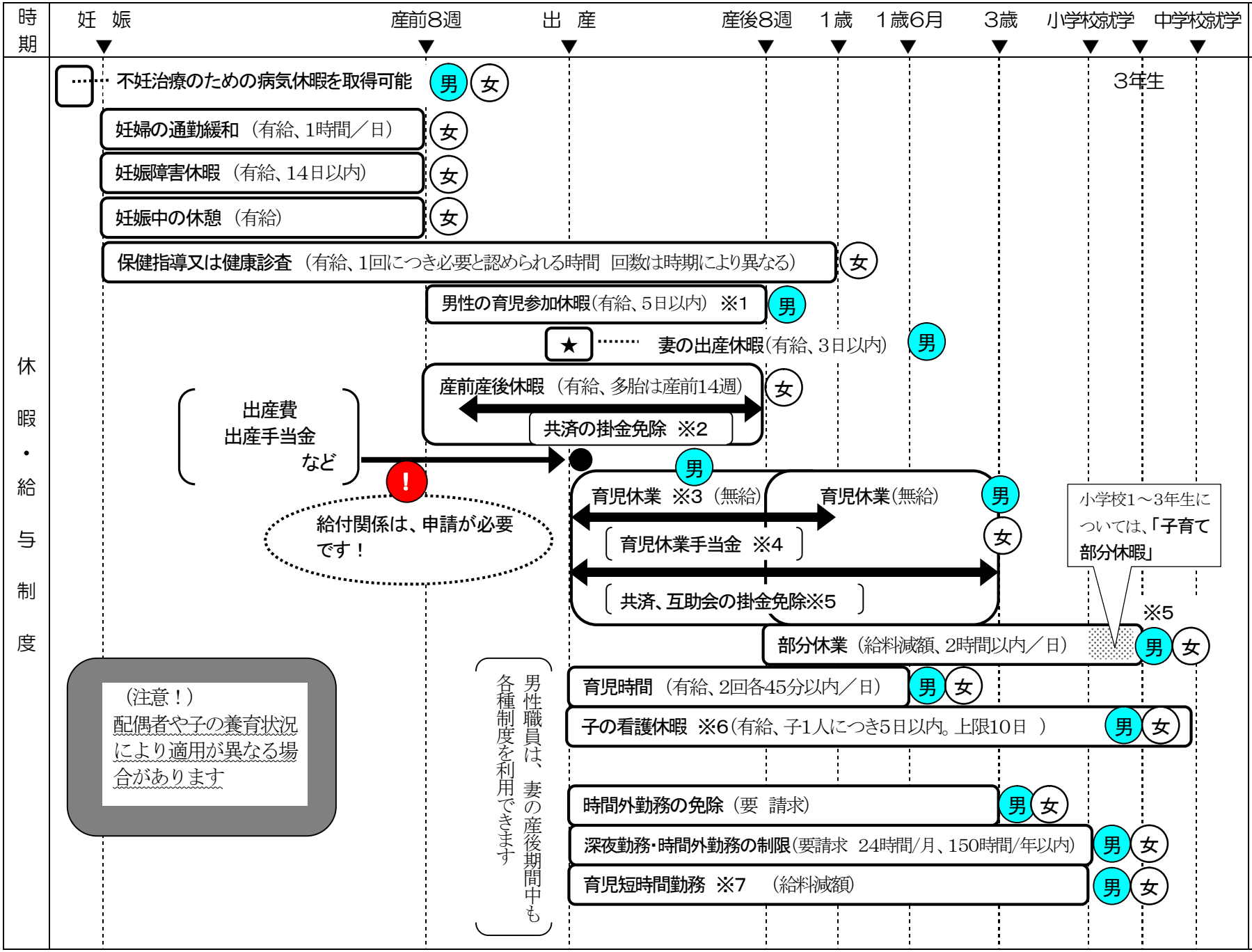

備　考

※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、５日の範囲内（多胎は産前１４週）

※2：出産の日以前４２日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※3：産後パパ育休。再度の取得可能。

※4：１歳に達する前日まで（1歳半まで延長も有）

※5：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※6：中学校就学の始期に達するまでの子

※7：４時間以内勤務日の育児時間は、１日１回４５分以内。